

福岡市設計等委託業務成績評定要領  
(土木版)

令和2年4月

福岡市財政局技術監理部検査課

## (目的)

第1 この要領は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局が発注する設計、調査、計画、工事監督支援、地質調査及び測量業務（以下「設計等委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による建設コンサルタント等の適切な選定及び指導育成を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「地質共通仕様書」という。）に定める地質・土質調査業務
  - 二 測量調査業務共通仕様書（以下「測量共通仕様書」という。）に定める測量調査業務
  - 三 設計業務等共通仕様書（以下「設計共通仕様書」という。）に定める設計業務、調査業務及び計画業務（「単純調査業務」除く。）
  - 四 工事監督支援業務（委託監督業務）
- 2 評定は、原則として契約金額が100万円を超える設計等委託業務について行うものとする。

## (評定者)

第3 設計等委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査員、総括監督員及び監督員とする。

- 2 検査員とは次の各号に掲げるものをいう。
- 一 地質共通仕様書第101条に定める委託業務にあつては、地質共通仕様書第102条に定める検査員をいう。
  - 二 測量共通仕様書第101条に定める測量作業にあつては、測量共通仕様書第103条に定める検査員をいう。
  - 三 設計共通仕様書第1206条に定める委託業務にあつては、設計共通仕様書第1102条に定める検査員をいう。
  - 四 工事監督支援業務にあつては、契約図書に規定された検査を行う者をいう。
- 3 総括監督員、監督員（以下「総括監督員等」という。）とは次の各号に掲げるものをいう。
- 一 地質共通仕様書第101条に定める委託業務において、監督員は、地質共通仕様書第102条に定める監督員をいい、総括監督員は監督員を任命した当該課長又はその命ずる者をいう。
  - 二 測量共通仕様書第101条に定める測量作業において、監督員は測量共通仕様書第103条に定める監督員をいい、総括監督員は監督員を任命した当該課長又はその命ずる者をいう。
  - 三 設計共通仕様書第1206条に定める委託業務において、監督員は設計共通仕様書第1102条に定める監督員をいい、総括監督員は監督員を任命した当該課長又はその命ずる者をいう。
  - 四 工事監督支援業務にあつては、契約図書に規定された監督員をいい、総括監督員は監督員を任命した当該課長又はその命ずる者をいう。

#### (評定の方法)

- 第4 評定は、設計等委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定の結果は、第2一から三に規定する業務にあつては様式第1一①、第2四に規定する業務にあつては様式第1一②の「設計等委託業務成績評定表」(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

#### (評定の時期)

- 第5 検査員である設計等委託業務の評定者は完了検査を実施したとき、総括監督員等である設計等委託業務の評定者は設計等委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

#### (評定の結果の通知及び公表)

- 第6 市長は、評定を行ったときは、遅滞なく、当該設計等委託業務の受注者に対して、評定の結果を、様式第2により通知するものとし、その書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。なお、様式第2に記載のある別表について、第2一から三に規定する業務にあつては別表①、第2四に規定する業務にあつては別表②の項目別評点表に記録するものとする。
- 2 市長は、前項の評定の結果が「福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱」第2条に規定する表彰の対象者の基準に該当する場合、第10の4で定める委託業務成績優良業者表彰の対象である旨の通知の際に、当該設計等委託業務の評定結果の通知及び公表を行うものとする。

#### (評定の修正)

- 第7 市長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該設計等委託業務の受注者に通知するものとする。

#### (説明請求等)

- 第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、市長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。
- 2 前項の書面の提出先は、当該設計等委託業務の監督課とする。
- 3 市長は、第1項により説明を求められたときは、速やかに様式第3により回答するものとする。
- 4 市長は、前項の回答をする場合、「福岡市設計等委託業務成績評定委員会」に意見を求めることができる。
- 5 市長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

#### (再説明請求等)

- 第9 第8の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、市長に対して再説明を求めることができる。
- 2 前項の書面の提出先は、当該設計等委託業務の監督課とする。

- 3 市長は、第8の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、様式第4により回答するものとする。
- 4 市長は、前項の回答をする場合、「福岡市設計等委託業務成績評価委員会」の審議を経てから回答するものとする。
- 5 市長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

#### (設計等委託業務成績優良業者表彰の手続き)

- 第10 評定者は、評定の結果が「福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱」第2条に規定する表彰の対象者の基準に該当する場合、当該設計等委託業務の受渡を行った日から起算して7日（「休日」を含む）以内に、様式第5により、財政局技術監理部検査課（以下「検査課」という）に成果品の確認を依頼するものとする。
- 2 検査課は、前項の依頼を受けた日から起算して7日（「休日」を含む）以内に、当該設計等委託業務の成果品の確認を行うものとする。
  - 3 検査課は、成果品の確認を行った日から起算して7日（「休日」を含む）以内に、成果品に問題がないか否かを、評定者に対して、様式第6により回答する。
  - 4 市長は、前項の回答により成果品に問題がない場合、第6による評定結果の通知を行う際に、様式第7により「委託業務成績優良業者表彰」の対象である旨を当該設計等委託業務の受注者に通知するものとする。

#### (評定表の提出等)

- 第11 評定者は、評定を行ったとき及び評定の修正を行ったときは、遅滞なく、評定表を財政局財政部契約課、水道局総務部契約課及び交通局総務部経理課（以下、「契約課等」という）に提出するものとする。ただし、契約課等が契約に関する事務を所管する設計等委託業務に限る。

#### (附 則)

この要領は、平成24年4月1日以降に入札公告又は入札指名する設計等業務委託について適用する。

#### (附 則)

この要領は、平成25年4月1日以降に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申し込みの誘引（以下「契約の誘引」という。）を行う委託契約に係る業務について適用し、同日前に契約の誘引を行う委託契約については、なお従前の例による。

#### (附 則)

この要領は、平成28年4月1日以降に契約する設計等委託業務について適用する。

#### (附 則)

この要領は、令和2年4月1日以降に契約する設計等委託業務について適用する。

様式第1-①

設計等委託業務成績評定表							
検査担当課			監督担当課				
課			課				
課長	係長	係員	課長	係長	係員		
委託業務名							
契約金額			当初: ¥		最終: ¥		
履行期間		当初	自	平成	年	月	日
		至	平成	年	月	日	
完了年月日		最終	自	平成	年	月	日
			平成	年	月	日	
受注者	名称						
	住所						
	氏名						
管理技術者氏名							
主任技術者氏名							
照査技術者氏名							
担当技術者氏名①							
担当技術者氏名②							
担当技術者氏名③							
監督員	所属						
	監督員氏名						
	総括監督員氏名						
検査員	所属						
	検査員氏名①						
	検査員氏名②						
評価項目	監督員 評定点	総括 監督員 評定点	検査員 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定		
					管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
専門 技術力	提案力、改善力						
	業務執行技術力						
	施工時への 配慮 (注3)	概略 予備 詳細					
	コスト把握能力						
管理 技術力	工程管理能力						
	品質管理能力						
	迅速性、弾力性、調整能力						
コミュニケー ション力	説明力、協調性、プレゼン テーション力						
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観						
成果品の品質							
①小計(注4)							
②業務執行上に係る過失に伴う減 点							
③事故等による減点							
④瑕疵修補又は損害賠償による減 点							
⑤その他( )							
総合評定点=①+②+③+④+⑤							

注1) 各評価の評定点は、小数第二位を四捨五入。

注2) 測量作業及び地質調査においては、主任技術者が該当。

注3) 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象。

注4) ①小計は、小数第一位を四捨五入。

様式第1-②

設計等委託業務成績評定表						
					平成 年 月 日	
事業局名						
委託業務等名						
契約金額(円)	当初			最終		
履行期間	当初 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			最終 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
完了年月日						
完了検査年月日						
契約相手方	_____					
住所 氏名						
管理技術者 氏名	(注1)					
担当技術者 氏名	(注1)					
総括監督員						
所属・氏名						印
監督員						
所属・氏名						印
検査員						
所属・氏名						印
	評価項目	監督員 評定点	総括監督員 評定点	検査員 評定点	業務評定 管理技術者評定 (注2)	担当技術者 評定 (注2)
専門技術力	目的と内容の理解		-	-	/	/
	的確な履行		-	-	/	/
	業務目的の達成度		-	-	/	/
管理技術力	業務実施体制の的確性		-	-	/	-
	打ち合わせの理解度		-	-	/	-
	指揮系統の迅速性、確実性		-	-	/	-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点		-	-	/	/
①小計(注3)					/	/
②業務執行に係る過失に伴う減点		-	-	-		
③事故等による減点		-	-	-		
④瑕疵修補又は損害賠償による減点		-	-	-		
⑤その他 ( )		-	-	-		
総合評定点=①+②+③+④+⑤		-	-	-		

- 注) 1. 管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。  
 2. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。  
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第2

(公印省略)

第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

福岡市長 高島 宗一郎

### 設計等委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の設計等委託業務について、「福岡市設計等委託業務成績評定要領」に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

1. 委託業務名
2. 履行期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
3. 完了検査年月日 令和 年 月 日
4. 総合評定点 点 （内訳は別表のとおり）
5. 送付先・手続き等の問い合わせ先

## 項目別評定点

評価項目	評価の視点		業務評定 (評定点/満点)	技術者評定					
				管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1・2)		担当技術者 (評定点/満点) (注1)		照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
専門技術力	提案力 改善力		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
	業務執行技術力		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
	施工時への配慮 (注3)	概略設計 予備設計	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
		詳細設計	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
	コスト把握能力 (注3)		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
管理技術力	工程管理能力		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
	品質管理能力		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
	迅速性 弾力性 調整能力		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
コミュニケーション力	説明力 協調性 プレゼンテーション能力		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観		点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
成果品の品質			点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注4)			点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	点/点	
業務執行に係る過失 に伴う減点	業務遂行上の 過失		点	点	点	点	点	点	
	守秘性に伴う 過失		点	点	点	点	点	点	
事故等による減点			点	点	点	点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点	点	点	
その他( )			点	点	点	点	点	点	
総合評定点(注4)			点 /100点	点 /100点	点 /100点	点 /100点	点 /100点	点 /100点	

(注1)各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入。

(注2)測量作業及び地質調査においては、主任技術者が該当。

(注3)「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象。

(注4)評定点の小計及び総合評定点は小数第一位を四捨五入。



別表②

## 項目別評定点

業務名：

		業務評定・管理技術者		担当技術者	
専門 技術力	目的と内容の理解	点/	点	点/	点
	的確な履行	点/	点	点/	点
	業務目的の達成度	点/	点	点/	点
管理 技術力	業務実施体制の的確性	点/	点	—	
	打ち合わせの理解度	点/	点	—	
	指揮系統の迅速性、確実性	点/	点	—	
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点/	点	点/	点
評定点の小計（注）		点/	100 点	点/	100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点			
事故等による減点		点			
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点			
その他（ ）		点			
総合評価点		点 / 100点		点 / 100点	

注) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第3

(公印省略)

第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

福岡市長 高島 宗一郎

設計等委託業務成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は「福岡市設計等委託業務成績評定審査委員会」の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務名
2. 疑問に対する回答
3. 送付先・手続き等の問い合わせ先

様式第 4

(公印省略)

第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

福岡市長 高島 宗一郎

設計等委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 委託業務名

2. 疑問に対する回答

課				
課長	係長	係長	係員	

令和 年 月 日

財政局技術監理部検査課長 様

局 部 課長

設計等委託業務成績優良業者表彰対象案件  
 成果品の確認について（依頼）

- 1 契約件名
- 2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 受注者名
- 4 評定点 点

上記委託につきましては、検査の結果、成績優良業者表彰対象となりましたので、成果品の確認をお願いします。

平成 年 月 日

(監督課)

〇〇課長 様

財政局技術監理部検査課長

## 設計等委託業務成績優良業者表彰対象案件の成果品確認結果について (報告)

成果品確認を実施した結果について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 対象委託業務

委託名 :  
受注者名 :  
点検実施日 : 令和 年 月 日

#### 2. 成果品確認実施者

所属名 : 財政局技術監理部検査課  
職氏名 : ●●係長 ○○ ○○  
: 係員 △△ △△

#### 3. 成果品確認結果 (■が該当項目)

- 成果品に問題なし。  
受注者に「設計等委託業務成績評定通知書」と表彰通知文書「委託業務成績優良業者表彰について(通知)」を送付してください。
- 成果品の一部に不備が認められた。(評定点の見直しの検討をお願いします。)
- .....
- .....

様式第7

(公 印 省 略)  
財 監 第 号  
平 成 年 月 日

委託受注者名

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(財政局技術監理部検査課)

委託業務成績優良業者表彰について(通知)

平素から本市行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

貴社が履行した下記委託におきましては、優秀な成績でありましたので、「福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱第2条」に基づき、委託業務成績優良業者表彰の対象であることをお知らせいたします。

なお、表彰式の日時につきましては現時点で決定しておりませんので、後日ご連絡いたします。

記

委託名 : ○○○○○○設計業務委託

福岡市財政局技術監理部検査課  
連絡先 : 711-4192  
担 当 :